

精神障がい者を福祉医療費助成制度の 対象とすることを求める意見書

平成5年に改正された障害者基本法では、これまでの医療の対象であった精神障がい者が、身体・知的障がい者と同様に障がい福祉の対象と位置付けられ、国や地方自治体の福祉政策を整備する根拠となりました。

しかし、滋賀県の福祉医療費助成制度（重度心身障害者（児））の対象者は、身体障害者手帳の交付を受けており身体障がいの程度が1・2級に該当する方、身体障がいの程度が3級に該当し、知的障がいの程度が中度に該当する方、および知的障がいの程度が重度に該当する方、特別児童扶養手当支給対象児童で1級に該当する児童となっており、精神障がい者は対象外となっています。

よって、高島市議会は、滋賀県に対し次の項目の早期実現を求めます。

1. 精神障がい者を福祉医療費助成制度の対象とすること

以上の内容を可決し、滋賀県知事、滋賀県議会議長あてに提出しました。

万木 豊 議員に対する議員辞職勧告決議

我々議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

高島市議会基本条例第4条では、議員の活動原則として議会の構成員として自己の資質を高めるとともに、市民の代表者として市民福祉の向上を目指し活動するものとしている。

しかしながら、万木豊議員からの令和4年3月に中央省庁を視察した旨の虚偽報告書により、政務活動費を不正に受け取った事実が明らかになり、本人もそれを認めている。

既に不正に受け取った政務活動費は返金されているものの、虚偽有印公文書作成および同行使は、明らかな犯罪行為であり、市民に対する裏切り行為であるとともに市議会の信頼を失墜させたことから、市議会では、令和4年10月18日に万木豊議員に対して刑事告発を行った。

また、万木豊議員は事情を周知するための記者会見での説明とそれに先立ち行われた議会への説明との間でも齟齬が生じるなど、説明の信憑性もなく説明責任を果たそうという姿勢も見られない。

これまでも準強制性交の疑いで書類送検されるなど、度重なる不祥事をひきおこし、既に6度の辞職勧告決議を受けたにも関わらず無視し続ける万木豊議員は、道義的責任を免れず議員としての資質が欠如していると言わざるを得ない。

よって、本市議会は万木豊議員に対して議員辞職勧告するものである。

以上の内容を可決し、決議しました。